

答 申 第 102 号
令和 2 年 3 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

提供の制限の例外について（答申）

令和 2 年 3 月 13 日付け諮問第 142 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 概要

保育所等への入所を希望する待機児童解消のため、県では、県内市町の保育定員の拡大を支援しており、令和元年度においても、県全体として、3,000 人を超える保育定員の拡大を見込んでいる。

保育定員の拡大に伴い、保育士の確保も必要となるが、保育士不足は依然として深刻化している状況にある一方で、保育士資格を有しているものの、結婚や出産等により、離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の存在があり、その数は県内保育士登録数のうち 45,829 人（平成 31 年 3 月末推計値）とされ、これら潜在保育士の就業を促すことが、喫緊の課題となっている。

市町では、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、不足している保育人材の確保を図りたい意向はあるが、潜在保育士の把握には、児童福祉法第 18 条の 18 の規定により、県が備える保育士免許保有者の一覧である保育士登録簿の情報と市町が保有している現勤務保育士の情報を照合させる必要がある。

このため、市町から依頼があった場合に、保育士登録簿の情報について、収集目的外に当該市町へ提供することが必要となる。

2 審議会の判断

提供の制限の例外について

潜在保育士へのマッチング支援の案内や求人情報の提供等を検討している市町から依頼があった場合、県が備える保育士登録簿に関する情報を目的外に提供することについては、市町において潜在保育士の効率的な把握をするための有益な情報となること及び保育人材確保の推進に繋がると考えられることから、公益上の必要があると認められる。

3 留意事項

市町へ提供する個人情報については、潜在保育士の把握及び保育人材の確保に必要な範囲内の情報（氏名、住所及び保育士登録番号に限る。）とし、安全かつ確実な方法で提供すること。

また、市町には、当該個人情報について、保育士の人材を確保するため、当該市町の個人情報の保護に関する条例の規定等に基づき、適切に管理及び利用するよう求めること。

さらに、市町が当該個人情報の本人に通知等する場合には、当該本人に対し、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第7条第2項第5号の規定により、兵庫県から保育士登録情報の提供を受けた旨説明すること。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年3月13日	・ 諮問書の受領
令和2年3月18日 第1部会（第65回）	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
令和2年3月26日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之
委 員 後 藤 玲 子
委 員 佐 倉 里 司
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿